

**沖縄県立博物館・美術館屋外展示高倉修繕等委託業務
仕様書**

1. 業務目的

沖縄県立博物館・美術館の屋外展示資料である高倉は、経年劣化により屋根材が傷んでいるほか、虫害等により支柱及び梁の一部に劣化が生じている。このまま劣化が進行した場合、資料そのものの損傷が拡大するとともに、安全な屋外展示の継続が困難となるおそれがある。そのため本業務では、高倉の屋根の葺き替え並びに劣化した支柱及び梁の取替え等を行うことにより、資料の保存及び安全な展示環境の維持を図ることを目的とする。

2. 修繕対象

名称：沖縄県立博物館・美術館 屋外展示高倉 1 棟

3. 業務内容

- ①作業に先立ち、高倉及び周辺の状況を確認した上で、作業に必要な足場及び囲いを設置すること。
- ②既存の屋根の屋根材を撤去すること。撤去にあたっては、高倉本体その他の既存部材を破損しないよう十分注意すること。
- ③虫害等により劣化した支柱2本及び梁1本を取り替えること。取替えにあたっては、既存の高倉の構造、形状等を損なわないよう配慮すること。
- ④屋根の屋根材を葺き替え、施工後は屋根に保護網を設置すること。
- ⑤屋根材、支柱及び梁に使用する材料については、現時点では屋根材にリュウキュウチク、支柱にイタジイやせんだん等を用いることを想定している。ただし、既存部材の材質、形状及び構造等を確認した上で、修繕に適した材料を選定し、当館担当職員と協議・確認の上で決定すること。
- ⑥作業終了後は、足場及び囲い等を撤去し、作業箇所及びその周辺を現状復旧すること。
- ⑦作業においては、当該資料を破損又は劣化させることがないように、細心の注意を払うこと。
- ⑧作業場所には囲いを設置するなど安全対策を講じ、関係者以外の者が立ち入らないよう明確に表示するとともに、来館者の安全確保や導線に十分配慮すること。
- ⑨資材の搬入等、来館者の安全確保及び館の運営に影響を及ぼす可能性がある作業については、原則として博物館休館日に行うこと。具体的な作業日時については、事前に当館担当職員と協議すること。
- ⑩屋外作業となるため、天候等の影響により作業の実施が困難となる場合又は工程の変更が必要となる場合は、速やかに当館担当職員と協議すること。
- ⑪博物館館内への害虫の侵入を防止するため、部材等の資材はプレハブやコンテナ等を用いて適切に保管すること。プレハブやコンテナ等は、来館者の安全及び館の運営に支障の

ない場所に設置し、害虫の侵入の防止策については当館担当職員と協議すること。

- ⑫部材等の資材の搬入にあたっては、必要に応じて複数回に分けて搬入するなど、館内への害虫侵入の防止に配慮すること。
- ⑬作業の実施前、実施中及び実施後の状況を写真等により記録し、作業内容及び使用した材料等について業務完了報告書に記載すること。
- ⑭本業務を実施する際には、本仕様書に基づき、当館担当職員の指示のもとで行うこと。
- ⑮撤去した部材やその他の廃材及び養生資材等については、受託者において関係法令に基づき適切に処分すること。
- ⑯本仕様書に記載されていない事項又は作業中に疑義が生じた事項については、当館担当職員と協議して定めること。

4. 納品物

業務完了報告書 1部

なお、業務完了報告書には、作業内容、使用材料、作業前・作業中・作業後の状況が確認できる写真等を掲載すること。

5. 業務の期間

契約日から令和9年3月19日（金）までとする。

6. その他

- (1)本仕様書の記載事項に疑義が生じた場合は、委託者と協議の上、決定するものとする。
- (2)受託者は、業務の実施過程で知れた秘密を第三者にもらしてはならない。

7. 再委託について

(1)一括再委託の禁止等

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることはできない。
また、以下の業務(以下「契約の主たる部分」という。)については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。

ただし、委託業務の契約金額の1/2を超える業務の再委託があらかじめ予定されるものについては、個々の契約目的に応じた適切な割合(割合により難しい場合は適切な金額)を設定出来るものとする。

○契約の主たる部分

- ・契約金額の50%を超える業務
- ・企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根幹的な業務

(2)再委託の制限

本契約の競争入札参加者であった者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできな

い。また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。

(3) 再委託の承認

上記(1)(2)を踏まえた上で、契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときには、あらかじめ書面による県の承認を受けなければならない。

なお、以下に定めるものを第三者に委任し、又は請負わせるときはこの限りでない。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・資料の収集・整理・複写・印刷・製本・原稿・データの入力及び集計・その他、県が簡易と決定した業務 |
|---|